号外第五十三号

平成二十九年

十月十九日

木 曜

平成二十九年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長

中

込

ま

さ

ゑ

日

一八三、七二五

山梨県選挙管理委員会告示第五十六号

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。 あってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて 十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に 超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四 議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会 平成二十九年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

三分の一の数 中

込

ま

さ

ゑ

選挙区名

南巨摩郡 西八代郡

四、六三九

一〇、九〇三

五、一〇五 八三一

五 五〇六

甲府市

南都留郡 中巨摩郡

三九八七〇九三 〇七五 九一七 九五九

四三三

韮崎市 大月市 山梨市

都留市・西桂町

富士吉田市

七五三 四六一

九 五四一

弋 三七四

公 報 号 外 第五十三号

平成二十九年十月十九日

Ш

梨

県

選挙管理委員会

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数………… |

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権.............

選挙管理委員会

目

次

山梨県選挙管理委員会告示第五十四号

の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、 である。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項 次のとおり

平成二十九年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 中 込 ま さ

ゑ

四、 0 四七

山梨県選挙管理委員会告示第五十五号

律第百六十二号)第八条第二項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じ る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 三分の一の数 び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超え 次のとおりである。

南アル 北杜市 パプス市

笛吹市 甲斐市

上野原市・ 北都留郡

中 甲 州市

Щ

梨

山梨県選挙管理委員会告示第五十七号

条第一項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、 第七条及び第十七

平成二十九年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

ま さ ゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届長 中 込

公明党をサポートする会 その他の政治団体 称 中 代 表 Щ 者 善 氏 雄 名 井 会計責任者氏名 |||泰

飯島たけし後援会

増

 \mathbb{H}

英

仁

村

松

誠

甲州市塩山上井尻六五八

雄

甲府市上石田一—一三—二

九月二十日平成二十九年

九月二十日 平成二十九年

設立年月日

届出年月日

九平 月成

一十 十 三 日 年

九平 月成

二十 五九 日年

主 た る 事 務 所 0) 所 在 地

山梨県本田あきこ後援会

内

藤

貴

夫

久

津

間

千

秋

甲府市富士見一—二—四

| 十月一日

十月二日 干九年

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分
自由民主党中富支部		- 幸福実現党山梨中央後援会		- 幸福実現党山梨県本部		る会」(チーム相沢) おしい、活力ある甲州市を創相沢としゆき後援会「人にや		- 広瀬あきひろ後援会		名称
斉 藤 正 利	深沢柳太郎			桜田勉	宮 松 宏 至			雨宮正康	廣瀬靖臣	代表者氏名
笠井栄	望月広喜					池田二郎	丸山桂	楠智昭	古屋源一	会計責任者氏名
南巨摩郡身延町飯富一七四一	南巨摩郡身延町手打沢一四〇三	甲府市朝日五—一三—七	甲府市国母二—三—四四	甲府市朝日五—一三—七	甲府市国母二—三—四四					主たる事務所の所在地
九月十六日 年		九月二十二日 干九年		九月二十 十二日 日		九月一日 平成二十九年		九月七日		異動年月日
九月二十七日 干七日		九月二十六日 十六年		九月二十六 日 十六 日		九平 月成二十 十九 日年		九月十三日平成二十九年		届出年月日

発行者 山 梨	山梨県公報号外
県	報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第五十三号
5.7番一号	平成二十九年十月十九日
印刷所(株サンニチ印刷	月十九日
甲府市北口二丁目六番	
	四